

意匠分類記号	意匠分類の名称
J2-500	掛け時計

対応する旧意匠分類 ※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J2-50	全	掛け時計
J2-50A	全	掛け時計(アナログ表示式)
J2-50B	全	掛け時計(デジタル表示式)
J2-50C	全	掛け時計(アナログ及びデジタル表示式)

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
C2-20	壁掛け等
C2-21	壁掛け(壁掛け)
C2-22	額縁(額縁)
J2-400	置時計
L3-12	屋外用時計
E1-6710	時計おもちゃ

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
掛け時計		

定義

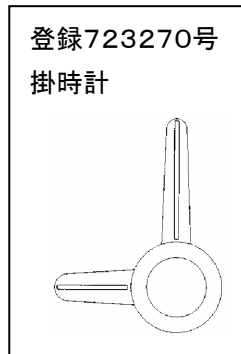
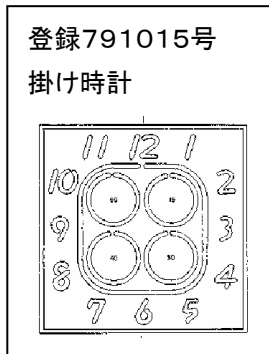
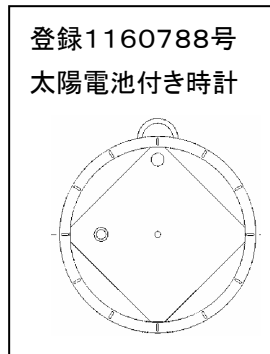
掛けて使用する時計。(つり下げて使用する時計も含む)

(注) 1、「壁かけ(「額縁」も含む)」にアナログ表示式時計が組み込まれているものを含む。

2、「壁かけ(「額縁」も含む)」にデジタル表示式時計が組み込まれているものは原則として含まないが、時間表示部が広い場合、両担当間で協議。

広告板(時計つき)と時計との関係(F5-10台、J2-5台)

・ 駅等の公共の場で時計(ただしアナログ)と広告板とが一体となったものが使用されることが多い。これらはアナログ時計の特徴が、一般的には目立つためJ2-5台に分類することとする。なお、デジタル時計つき広告板はF5-10台に残す。



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称		

